

シェアードゲートウェイ装置に関する利用規約

実施 平成 20 年 7 月 28 日

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は、シェアードゲートウェイ装置に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、シェアードゲートウェイ装置に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、シェアードゲートウェイ装置を提供します。

第 1 条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
I P 通信網サービス契約約款	当社の I P 通信網サービス契約約款
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
第 6 種シェアード I P-P B X 契約	I P 通信網サービス契約約款に基づき締結された第 6 種シェアード I P-P B X サービス（カテゴリー 3 のタイプ 1 及びタイプ 4 に係るものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けるための契約
第 6 種シェアード I P-P B X 契約者	I P 通信網サービス契約約款に基づき当社と第 6 種シェアード I P-P B X 契約を締結している者
ボイスソフトウェア	第 6 種シェアード I P-P B X サービスを利用するためのソフトウェア
シェアードゲートウェイ装置	I P 通信網サービス契約約款に規定するボイスモードの通信又はメッセージの録音等を行うことができるようにするために、当社が当社の事業所内に設置する装置

第 2 条（規約の範囲）

本規約は、契約者と当社とのシェアードゲートウェイ装置の提供に関する一切の関係に適用します。

2 シェアードゲートウェイ装置の提供について本規約で定めのない事項は、I P 通信網サービス契約約款が適用されるものとします。

第 3 条（シェアードゲートウェイ装置の区別）

当社が提供するシェアードゲートウェイ装置には、次の区別があります。

区別	内容
留守番電話タイプ	第 6 種シェアード I P-P B X 契約（カテゴリー 3 のタイプ 4 に係るものに限ります。）に係る電気通信番号に着信した通話の録音、録音したメッセージの再生又はメッセージが録音されたことを当社が別に定める方法により通知することができるもの （注）当社が別に定める方法は、原則として電子メールとします。
インターネット転送タイプ	第 6 種シェアード I P-P B X 契約（カテゴリー 3 のタイプ 1 に係るものに限ります。）に係るボイスソフトウェアとシェアードゲートウェイ装置との間を、インターネットサービスを介して相互に接続することができるもの

第 4 条（契約の単位）

当社は、1 の第 6 種シェアード I P-P B X 契約につき、1 の本契約を締結します。

第 5 条（契約申込）

契約申込は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。

2 本契約（インターネット転送タイプに係るものに限ります。）の申込みは、当社が別に定めるソフトウェアを使用することを条件とします。

（注）本条第 2 項に規定する当社が別に定めるソフトウェアは、I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマート P B X サービス）第 2 条（用語の定義）に規定するボイスソフトウェアとします。

第 6 条（契約の不承諾）

当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) シェアードゲートウェイ装置の提供が技術的に困難と当社が判断したとき。
- (2) 契約申込者が第5条に定める契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (3) 契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき。
- (4) 削除

2 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条（契約の成立）

本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。

第8条（契約内容の変更）

契約者は、第5条に定める契約申込書の内容に変更があるときは、当社所定の方法により速やかに当社に通知するものとします。

第9条（権利義務の譲渡等）

利用権（契約者が本契約に基づいてシェアードゲートウェイ装置の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 削除
- (2) 利用権を譲り受けようとする者が、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき。
- (3) 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第10条（契約者が行う契約解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。

第11条（料金等）

シェアードゲートウェイ装置の利用料は無料とします。

第12条（通話品質）

ボイスソフトウェアとシェアードゲートウェイ装置（インターネット転送タイプに係るものに限り。）との間は、インターネットサービスを介して接続されるため、通話品質又は接続に関する保証を行うことができないことについて契約者はあらかじめ同意するものとします。

第13条（本規約の内容の変更）

当社は、この規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なくシェアードゲートウェイ装置を利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第14条（利用中止）

当社は、次の場合には、シェアードゲートウェイ装置の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき。
 - (3) シェアードゲートウェイ装置が正常に動作せず、シェアードゲートウェイ装置を継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - (4) 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。
- 2 当社は、前項の規定によりシェアードゲートウェイ装置の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（利用停止及び契約解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、シェアードゲートウェイ装置の利用停止又は本契約の解除を行うことがあります。

- (1) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第5条の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。

- (3) 第8条の契約内容の変更に基づく異動の通知がないとき。
- (4) 当社の名誉又は信用を毀損したとき。
- (5) 削除
- (6) 契約者（留守番電話タイプに係る者に限ります。）が、第6種シェアードIP-PBX契約を解除したとき又はその事実を当社が知ったとき。
- (7) 前6号のほか、この規約に反する行為であつて、シェアードゲートウェイ装置の提供若しくはIP通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりシェアードゲートウェイ装置の利用停止又は本契約の解除を行うときは、あらかじめその理由、利用停止又は本契約の解除を行う日及び期間を契約者に通知します。
ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条（免責事項）

当社は、シェアードゲートウェイ装置を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず責任を負わないものとします。

2 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

附 則（平成 20 年 7 月 24 日 BB 第 800146 号）
この利用規約は、平成 20 年 7 月 28 日から実施します。

附 則（平成 20 年 8 月 25 日 BB 第 800178 号）
この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 21 年 2 月 19 日 BB 第 800348 号）
この改正規定は、平成 21 年 2 月 23 日から実施します。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日 BNS 第 900581 号）
この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 9 月 29 日 VV 第 100197 号）
この改正規定は、平成 23 年 10 月 4 日から実施します。

附 則（平成 23 年 10 月 27 日 VV 第 100272 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 削除
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 24 年 2 月 28 日 VV 第 100692 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
3 VV 第 100272 号（平成 23 年 10 月 27 日）の附則の 2 を平成 24 年 3 月 1 日をもって削除します。

附 則（平成 25 年 11 月 22 日 VV 第 300590 号）
この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 VV 第 301031 号）
この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 5 月 2 日 VV 第 400049 号）
この改正規定は、平成 26 年 5 月 2 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 VV 第 00621078 号）
この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（令和 7 年 6 月 16 日 CAS 企第 000400007070-01 号）
この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。